

# 安城市立作野保育園 重要事項説明書

令和8年2月20日現在

## 1 事業者

事業者の名称	安城市
代表者	安 城 市 長
法人の所在地	愛知県安城市桜町18番23号
法人の電話番号	0566-76-1111

## 2 保育理念

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

## 3 基本方針

### 基本方針

- (1) 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮した活動ができるようにすることで豊かな人間性をもった子どもを育成します。
- (2) 子どもの成長を保護者に返す努力をし、保護者とともに喜び合える保育ができるように努め、保育園と家庭・地域との連携を密にし、開かれた保育園作りをします。
- (3) 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談には、分かりやすい言葉で説明をし、公的施設としての社会的責任を果たします。

#### 4 保育園の概要

施設の名称	安城市立作野保育園
施設の所在地	安城市篠目町4丁目7-1
電話番号	電話番号 0566-74-3430
開設年月日	昭和52年4月1日
施設長	作野保育園 園長
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	定 員 206 名
職員数	57名
特別保育の実施状況	
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	内科 錦町クリニック 石崎 誠二 歯科 ささめデンタルクリニック 石黒 桂司 薬剤師 スミレ薬局 岩田 晃 乳児医 錦町クリニック 石崎 誠二

#### 5 開園日、開園時間及び休園日

< 2号、3号認定子ども >

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時15分から午後7時まで
保育短時間の保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日） その他市長が必要と認める日

## 6 施設の概要

敷地 面積	4 3 7 5 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 1, 3 7 3. 9 2 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室 7室 面積 4 2 9. 6 2 m <sup>2</sup> 保育室 4室 面積 1 8 1. 4 4 m <sup>2</sup> 調理室 4 9. 7 5 m <sup>2</sup> 調乳室 6 m <sup>2</sup> 乳幼児用トイレ 9箇所 屋外遊戯場 9 7 7. 3 5 m <sup>2</sup>

## 7 職員体制

職 名	人 数
園長	1名
主任保育士	2名
保育士	46名
看護師	1名
用務員	4名
保育アシスタント	2名
施設管理補助員	1名

## 8 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。ただし、幼児、市町村民税非課税世帯もしくは第二子以降の低年齢児については、保育料は無償となります。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払い方法については、別途お知らせします。

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 低年齢児の入園期間

低年齢児の入園期間は、期限付きの認定の方を除き、2歳児の年度末とします。3歳児（年少）以降も継続して保育を必要とする場合は、改めて申し込みが必要です。

## 11 緊急時の対応

- (1) 保育園での病気や事故で、緊急に児童を病院へ搬送する場合は、事前に保護者の方に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送します。  
ただし、保護者の方に連絡が付かない場合は、近隣の病院に搬送します。
- (2) 台風、地震などの災害に対する対応は、『災害等非常時の対応』をご覧ください。
- (3) 防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等の対策を立て、定期的な避難訓練を実施しています。

## 12 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情などに係る窓口を設置しています。

ご要望・苦情等の受付担当者・・・主任保育士

ご要望・苦情等の解決責任者・・・園長

※担当者と責任者の対応によってもご納得いただくことができない方は、本園と第三者の関係にある「相談窓口」を設置していますので、ご相談ください。

## 13 虐待防止について

職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしないよう資質の向上に努めます。

※児童福祉法第33条の10第1項各号

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること

- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

また、児童福祉法第33条の12第1項に基づき、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通告します。